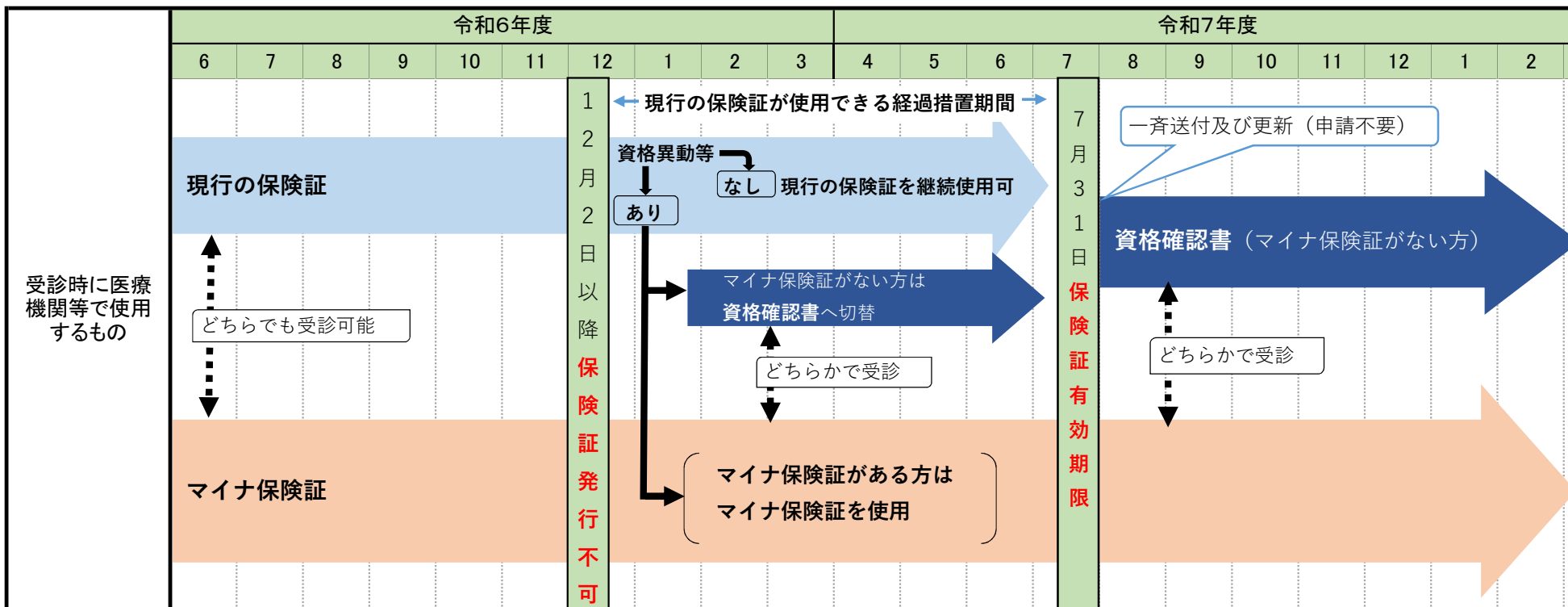


マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応案イメージ(名古屋市国民健康保険に加入中の場合)



区分	(保険証廃止前) 令和6年12月1日まで	(保険証廃止後) 令和6年12月2日から令和7年7月31日まで	令和7年8月1日以降
マイナ保険証がない方	<u>保険証</u>	<u>保険証</u> 資格異動等があった場合は無効となり <u>資格確認書</u>(有効期限:令和7年7月31日)へ 切替	<u>資格確認書</u> (有効期限: 令和8年7月31日)
マイナ保険証がある方	<u>保険証</u> 又は <u>マイナ保険証</u>	<u>保険証</u> 又は 資格異動等があった場合は 保険証は無効となる <u>マイナ保険証</u>	<u>マイナ保険証</u>

注1:マイナ保険証がある方には、令和6年12月2日以降に資格情報のお知らせを交付する。

注2:本資料は、令和6年6月6日時点の想定であり、国の制度詳細の通知等により変更となる場合がある。